

競争参加者の資格に関する公示

中国地方整備局(港湾空港関係に限る)において、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が、公募型又は簡易公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル方式」という。)に係る手続開始の公示、公募型指名競争入札総合評価落札方式に係る手続開始の公示又は一般競争入札に係る入札公告(説明書及び入札説明書を含む。)以下「公示等」という。)により発注する業務(以下「当該業務」という。)に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年11月 1日

中国地方整備局副局長 箕作 幸治

1 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条に定める行政機関の休日(以下「休日等」という)を除く)。

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間後も随時申請を受け付けるが、プロポーザル方式の場合においては技術提案書の提出の時まで、公募型指名競争入札方式及び一般競争入札方式の場合においては開札の時までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならないため、技術提案書の提出期限又は開札の時までに審査が終了せず、技術提案書の提出及び入札への参加ができないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、中国地方整備局港湾空港部のホームページ(<https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/keiyaku/>)及び当該業務の説明書と併せて交付する。

当該業務の説明書の入手方法については、当該業務の公示等を参照すること。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールに

より提出すること。電子メールで申請書を提出した場合は、必ず下記提出先へその旨電話連絡すること。

提出場所：〒730-0004

広島県広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル13階

中国地方整備局 総務部 経理調達課

電話082-511-3903

メールアドレス：pa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

(1)～(4)に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該業務の公示等に示された条件を満たす者の組合せであること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。(設計図書の業務内容において照査の定めがある場合は、照査を除く。)

② 一の分担業務(設計図書の業務内容において照査の定めがある場合は、照査を除く。)を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務の設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、当該業務の設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年1月25日付け官会第93号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

公示等に示された一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が公示等に示された等級の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては当該業務に係る技術提案書の提出の時まで、公募型指名競争入札方式及び一般競争入札方式の場合は開札の時までに上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「〇〇設計共同体」とする。